

災害時におけるバス利用 に関する協定

令和2年9月2日

富士見市

有限会社 富士見観光

災害時におけるバス利用に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と有限会社 富士見観光（以下「乙」という。）は、災害時にバスを利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 富士見市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）に、避難者の輸送及び避難施設としてバスを利用することにより、災害時の対策を迅速に行い、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、武力攻撃等に起因する被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において対策の必要があると判断したときは、乙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が所有するバスにより避難者を甲が指定する避難所に輸送すること。
- (2) 乙が所有するバスを避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に協力を要請するときは、災害対策協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者を予め定め、文書により相互に通知するものとする。

- 2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法等を確認しておかなければならない。

（経費の負担）

第7条 甲の協力要請により発生した乙の経費は、甲の負担とする。

- 2 前項の経費の算定は、道路運送法に基づいた価格を基礎として、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は、乙から請求書の提出を受けた場合は、受理した日から30日以内に支払うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれかからの申し出がない限り自動的に継続するものとし、次年度以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 2年 9月 2日

甲 富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野光弘(直筆)

乙 富士見市水谷東1-1-3
有限会社 富士見観光
代表取締役 田中広明(直筆)